

米須小学校創立140周年

期成会総会

書面審議 資料



期日：令和2年6月12日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、140周年期成会総会は皆様にお集まりいただいての集会形式での開催を中止させていただきます。

※米須小学校ホームページに期成会総会審議資料を掲載しました。
140周年期成会総会資料をご確認いただき、配布しました書面表決書に議案への承認、不承認の判断または会長への委任をお願いいたします。 なお、審議は1家庭につき1回となります。

140周年期成会事業計画書（案）

令和元年

12月

○創立140周年記念事業実施についてPTA役員会へ説明【12/5】

令和2年

1月

○第1回記念事業期成会準備委員会【会長・他役員名簿（案）検討】

2月

○第2回記念事業期成会準備委員会【活動計画（案）検討】 【2/6】

4月

○学校長名で、糸満市教育委員会へ補助金の申請
○沖縄県農業協同組合三和支店に普通預金口座を開設

5月

○第3回記念事業期成会準備委員会【總會資料作成】

6月

※創立140周年記念事業期成会結成総会
・記念事業趣意書の配布・送付開始
・記念事業開始

7月

○沖縄国税事務所より申請書類様式の確認（申請手続き開始）

8月

○創立140周年記念誌編集委員会開催

9月

10月

○期成会合同会議（総務・事業推進委員会、予算委員会）
・記念事業進捗状況について

11月

○期成会予算委員会
・予算執行状況の確認、寄付金の確認

12月

○期成会総務委員会
・式典、祝賀会の当日の確認（会順、係分担など）

令和3年度

1月

※米須小学校創立140周年記念式典並びに祝賀会
【1月31日(日) 学習発表会】同日

2月

○記念事業 記念誌発行予定

3月

※創立140周年記念事業期成会解散総会

米須小学校創立140年記念事業予算(案)

1 収入の部 (目標額)

| | | | |
|-----|------------|-----------|---|
| (1) | 目標額 | 1,000,000 | 円 |
| | ① 積立金 | 427,611 | 円 |
| | ② P T Aバザー | 62,389 | 円 |
| | ③ 篤志家 | 10,000 | 円 |
| (2) | 教育委員会補助金 | 500,000 | 円 |
| | 合 計 | 1,000,000 | 円 |

2 支出の部 (創立140周年記念事業内容)

| | | | |
|-----|------------|-----------|---|
| (1) | 140周年記念誌発行 | 650,000 | 円 |
| (2) | 学校車修理 | 180,000 | 円 |
| (3) | 教育環境整備 | 100,000 | 円 |
| (4) | 記念式典 | 40,000 | 円 |
| (5) | 運営費 | 30,000 | 円 |
| | 合 計 | 1,000,000 | 円 |

第3号議案

米須小学校創立140周年記念 期生会役員(案)

第3号議案の期成会役員案については、個人情報保護により、ホームページへの掲載ができません。お手数おかけいたしますが、配布しました「米須小学校140周年期成会総会（書面審議）のご案内」裏面をご覧ください。

【第4号議案】

米須小学校創立140周年記念事業期成会会則(案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は糸満市立米須小学校創立140周年記念事業期成会と称し、会の事務局を米須小学校内に置く。なお、所在地は沖縄県糸満市字米須632番地とする。

(目的)

第2条 本会は、糸満市立米須小学校創立140周年を記念して、長い歴史と伝統を意義あらしめ、かつ本校発展に寄与するために効果的な記念事業及び行事を企画し、その達成を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、同窓生、PTA会員及び本会の趣旨に賛同する者で組織する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念式典並びに諸事業に関すること。
- (2) 140周年記念誌の発刊に関すること。
- (3) 事業推進のための寄付金に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長(1名)
- (2) 副会長(2名)
- (3) 事務局長及び庶務会計(4名)
- (4) 各専門委員会委員長(若干名)
- (5) 参与(若干名)
- (6) 監事(2名)

(役員を選出及び任務)

第6条 会長及び副会長は総会において選出する長となる。

- 2 会長は会務を総括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。
- 4 事務局長及び事務局員は、総会の承認を得て会長が委嘱し、会長の命を受け会務を遂行する。
- 5 会計は、会の経理にあたる。
- 6 専門委員長は、委員会の企画運営に当たる。
- 7 参与は総会の承認を得て会長が委嘱し、会の運営・指導助言に当たる。
- 8 会計は、会の経理にあたる。
- 9 監事は総会において選出し、会の経費を監査し総会において監査報告をする。

(委員会の設置と任務)

第7条 第4条の事業を推進するため、本会に次の専門委員会を置き、委員は総会の承認を得て会長が委嘱するものとし、正副委員長は委員の中から選出して次の任務を推進する。

- (1) 総務・事業推進委員会
 - ① 式典の企画運営及び委員会との連絡調整に関すること。
 - ② 記念事業の推進に関すること。
 - ③ その他、他の委員会に属さない事項に関すること。

(2) 記念誌編集委員会

- ① 140周年記念誌の編集発刊に関すること。

(3) 予算委員会

- ① 予算計画と執行状況報告及び寄付金に関すること。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は、記念事業完了の日までとする。

(会議)

第9条 本会の事業を推進するため、次の会議を置く。

(1) 総会

- ① 総会は各字代表、期成会役員をもって構成し会則の承認及び改廃、役員選出、事業計画及び推進についての重要事項の決定、予算、決算の承認などを行う。
② 総会の決議は、出席者の過半数の賛成によって決議する。

(2) 役員会

- ① 役員会は総会につぐ決議機関で、総会から委嘱された事項及び緊急重要な事項を処理決定するものとし、構成は正副会長、事務局、学校長及び各専門委員会委員長をもってあて、必要に応じて会長が招集する。

(3) 役員会の議決は、出席者の過半数の賛成によって議決し、処理した事項は次の総会に報告する。

(4) 専門委員会

- ① 専門委員会は当該委員会の委員長が必要に応じて招集し、それぞれ委託された事務分担について具体的計画を立てて推進する。

(経費)

第10条 本会の事業執行及び会務に要する経費は、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第11条 本会の会計は、会発足と同時に始まり事業終了をもって終わる。

(帳簿)

第12条 この会に次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 記録簿
(2) 会計簿
(3) 寄付者名簿
(4) 会則及び事業計画及び予算書
(5) その他必要な帳簿

(解散)

第13条 本会は140周年記念事業終了後に解散総会で議決されたとき解散する。

(残余財産の処分)

第14条 本会に残余財産が生じた場合には、すべて糸満市教育委員会へ寄付する。

附 則 この会則は、令和2年6月1日より施行する。